

令和 7 年度江田島市障害者就労施設等からの物品等の 調達方針

令和 7 年 4 月 1 日 制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 調達方針の適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての組織が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設に限る）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第

1 2 3 号。以下「障害者雇用促進法」という。)」に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所

（ア） 障害者の雇用者数が 5 人以上

（イ） 障害者の割合が従業員の 2 0 % 以上

（ウ） 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 3 0 % 以上

（3） 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、物品及び役務その他障害者就労施設等が受注することが可能なもの。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努める。

6 調達の目標

調達目標額は、前年度の調達した実績額を上回ることを目標とする。

7 調達方針及び調達実績の公表

調達実績については、翌年度に概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。